

茨城県中央環境衛生組合事務決裁規程

令和6年4月1日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 茨城県中央環境衛生組合における事務の決裁については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 管理者又はその委任を受けた職員(以下「決裁権者」という。)がその権限に属する事務の処理について、意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 管理者がその責任において、その権限に属する特定の事務処理について、所管の職員(以下「専決権者」という。)に意思決定させることをいう。
- (3) 代決 決裁権者又は専決権者が不在のとき、又は事故があるとき、又は欠けたとき(管理者に事故があるとき、又は欠けたときを除く。以下「不在」という。)、あらかじめ決裁権者又は専決権者が指定した職員(以下「代決権者」という。)にその権限に属する事務処理について意思決定させることをいう。

(決裁及び専決事項)

第3条 管理者の決裁事項及び事務局長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理者の決裁事項 茨城町事務決裁規程(平成28年茨城町訓令第2号)に定める茨城町長の決裁事項及び茨城町副町長の専決事項の規定の例による。
- (2) 事務局長の専決事項 茨城町事務決裁規程に定める茨城町の部長及び課長の専決事項の規定の例による。

(代決)

第4条 代決は、次により行うものとする。

- (1) 管理者が不在のときは、副管理者が事務を代決する。
- (2) 副管理者が不在のときは、事務局長が事務を代決する。
- (3) 事務局長が不在のときは、総務係事務局長補佐が事務を代決する。

2 代決した事項は、速やかに後閲を受けるものとする。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

(代決の特例)

第5条 前条に規定する代決権者が不在のためにその事務を代決することができない場合は、それぞれ該当する上司の決裁を得ることによって代決されたものとみなして、これを処理することができる。

(専決の制限)

第6条 この訓令に定める専決事項であっても、特に重要又は異例と認められるものについては、管理者の決裁を受けなければならない。

(茨城町事務決裁規程の例)

第7条 この訓令に定めるもののほか、事務の決裁、代決、専決その他事務処理について必要な事項は、茨城町事務決裁規程の規定の例による。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。